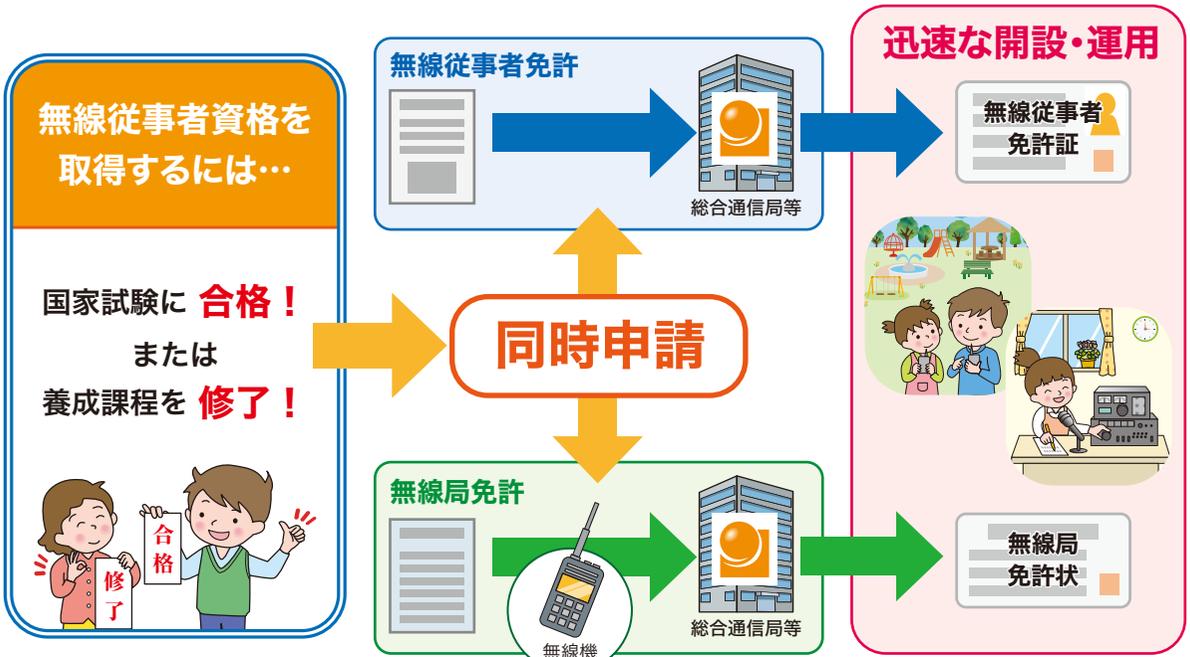


無線従事者免許と無線局免許の 同時申請ができるようになりました!



アマチュア無線従事者資格の国家試験合格や養成課程修了から、アマチュア無線局の開設・運用までの期間が大幅に短縮できるように、「アマチュア無線従事者免許」と「アマチュア無線局免許」を、同時に申請することができますようになりました。

これにより、アマチュア無線や電波への興味・関心や意欲が高いうちに、いち早くアマチュア無線を始めることができますようになります。

ポイント

- 提出先は、アマチュア無線局の設置場所や常置場所(住所等、無線機が通常置かれている場所。)を担当する総合通信局等です。
- **必ずしも同時に申請する必要はありません。**アマチュア無線従事者免許の申請を提出した後は、いつでも、アマチュア無線局免許の申請ができます。
- アマチュア無線局免許を申請するときには、**使用する無線機のご用意が必要となります。**最初に使用される無線機は、技術基準適合証明等のマーク(㊟)が付いた無線機がお勧めです。
- 次の同時申請も可能です。
 - ・「上位資格のアマチュア無線従事者免許の申請」と「アマチュア無線局免許の変更申請」
 - ・「アマチュア無線従事者免許証の再交付の申請」と「アマチュア無線局免許の申請」



お問い合わせ先

● 総務省総合通信基盤局電波部移動通信課
電波政策課

Tel.03-5253-5895

またはお近くの総合通信局・沖縄総合通信事務所へ

詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ
<https://www.tele.soumu.go.jp/>

電波利用

検索

